

福岡県公報

令和六年十二月二十四日
第五百五十九号
増刊
①

目次

条 例 (第四十六号―第五十八号)

○福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	三
○福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	三六
○福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	三六
○福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定 (税務課)	三六
○福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (行財政支援課)	三七
○福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例の制定について (国際政策課)	三七
○福岡県幼児保護携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (子育て支援課)	三七
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (こども福祉課)	三八
○福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (保護・援護課)	三八
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)	三八
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁財務課)	四四
○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	六〇

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部運転免許試験課)

……………七六

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和六年十月二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の給料表、期末・勤勉手当等の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、第一条から第四条まで及び附則第四条から第七条までの規定による改正後の各条例の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定することとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 雇用保険法等の一部を改正する法律等の制定に伴い、雇用保険法で定められる失業等給付に準じて支給する失業者の退職手当を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、附則第三十四項、第四十一項及び第四十二項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

◇福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 福岡県産業廃棄物税条例附則第五項の規定に基づき、条例の施行の状況等を勘案し、当該条例の規定について検討を加えた結果を踏まえ、必要な措置を講ずることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課)

1 住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部国際局国際政策課)

1 旅券法施行令の一部を改正する政令の制定により、一般旅券の発給に係る手数料の額の標準が改められたことに伴い、当該手数料の額を改定することとした。

2 一 この条例は、令和七年三月二十四日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の制定に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部こども福祉課)

1 児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、給付金として支払を受けた金銭の管理を行

わなければならない施設として母子生活支援施設を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部保護・援護課)

1 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の制定に伴い、救護施設及び更生施設において入所者に係る個別支援計画の作成を義務付けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の制定により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大されたこと等に伴い、建築物に関する確認申請又は計画通知手数料について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和六年十月二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の給料表、期末・勤勉手当等の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行することとし、第一条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の規定及び附則第四条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和六年四月

- 一日から適用することとした。
 - 二 所要の経過措置を設けることとした。
 - 三 関係条例の一部を改正することとした。
- ◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和六年十月二日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県警察職員の給料表及び期末・勤勉手当の改定を行うこととした。

- 2 一 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の規定、附則第四条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定及び附則第五条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

1 道路交通法の一部を改正する法律の制定により、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する事務が新設されたこと及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の制定により、運転免許に関する手数料の標準が改められたこと等に伴い、これらの手数料の徴収について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和七年三月二十四日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県条例第四十六号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第一号中「三十一万二千二百円」を「三十一万二千二百円」に改め、同項第三号イ中「五万九千五百円」を「六万八千円」に改め、同号ロ及びハ中「四万五千円」を「四万六千三百円」に改める。

第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に改める。

第二十二条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	459,800	520,100	
	25	220,000	262,200	287,300	321,700	347,600	374,600	461,200	521,200	
	26	221,700	263,300	288,500	323,400	349,300	376,500	462,500	522,300	
	27	223,000	264,200	289,800	325,000	350,900	378,400	463,800	523,500	
	28	224,300	265,400	291,100	326,600	352,500	380,200	465,000	524,700	
	29	225,600	266,400	292,400	328,000	353,700	381,700	466,000	525,700	
	30	226,700	267,500	293,400	329,700	355,200	383,500	466,700	526,600	
	31	227,800	268,800	294,400	331,400	356,700	385,200	467,400	527,500	
	32	228,900	269,900	295,500	333,000	358,200	386,800	468,100	528,400	
	33	230,000	270,800	296,600	334,200	359,900	388,500	468,800	529,200	
	34	231,100	271,800	297,800	336,100	361,700	391,200	469,500	530,100	
	35	232,200	272,800	298,900	337,800	363,400	393,700	470,100	530,800	
	36	233,300	273,600	300,100	339,400	365,100	396,200	470,700	531,300	
	37	235,600	274,800	301,300	340,900	366,500	398,600	471,200	532,000	
	38	237,100	276,000	302,600	342,500	367,800	400,900	471,800	532,600	
	39	238,600	277,000	303,900	344,100	369,000	403,100	472,400	533,400	
	40	240,000	278,000	305,200	345,700	370,400	405,400	473,000	534,000	
	41	241,300	279,000	306,500	347,400	373,700	407,200	473,500	534,500	
	42	242,700	280,200	307,800	349,200	375,600	409,200	474,000		
	43	244,000	281,400	309,100	351,000	377,500	411,000	474,400		
	44	245,300	282,400	310,400	352,800	379,500	412,800	474,700		

45	246, 200	283, 900	311, 400	354, 300	381, 000	414, 700	475, 000
46	247, 300	285, 200	313, 100	355, 700	382, 800	416, 500	
47	248, 300	286, 300	314, 800	357, 100	384, 600	418, 300	
48	249, 400	287, 500	316, 300	358, 500	386, 100	420, 200	
49	250, 600	288, 600	317, 800	360, 000	387, 800	422, 000	
50	251, 800	290, 100	319, 700	360, 800	389, 200	423, 500	
51	253, 000	291, 400	321, 600	361, 800	390, 700	425, 000	
52	254, 000	292, 600	323, 300	362, 800	392, 200	426, 600	
53	254, 900	293, 800	324, 900	365, 700	393, 600	428, 200	
54	256, 000	295, 300	326, 600	367, 000	394, 800	429, 400	
55	257, 000	296, 400	328, 300	368, 400	396, 000	430, 700	
56	257, 900	297, 700	330, 100	369, 700	397, 100	431, 900	
57	258, 900	298, 900	331, 400	371, 000	398, 200	433, 100	
58	259, 800	300, 300	333, 300	371, 900	399, 400	434, 400	
59	260, 700	301, 600	335, 100	373, 000	400, 600	435, 700	
60	261, 400	303, 000	337, 100	374, 000	401, 700	436, 900	
61	262, 300	304, 100	339, 000	374, 800	402, 400	438, 000	
62	262, 800	305, 500	340, 900	375, 700	403, 000	438, 800	
63	263, 300	306, 900	342, 800	376, 600	403, 700	439, 600	
64	263, 900	308, 000	344, 700	377, 500	404, 300	440, 400	
65	264, 800	309, 400	346, 500	378, 400	404, 900	440, 900	
66	265, 500	310, 800	348, 400	379, 200	405, 500	441, 600	
67	266, 100	312, 200	350, 100	380, 000	406, 000	442, 300	
68	266, 600	313, 600	351, 900	380, 700	406, 300	443, 000	
69	267, 100	314, 300	353, 400	381, 400	406, 700	443, 800	
70	268, 100	315, 500	354, 800	382, 000	407, 000	444, 600	
71	269, 200	316, 800	356, 300	382, 600	407, 300	445, 000	
72	270, 200	318, 200	357, 700	383, 300	407, 600	445, 600	
73	271, 100	319, 500	359, 300	383, 800	407, 900	446, 100	
74	272, 100	321, 100	360, 100	384, 400	408, 200	446, 500	
75	273, 100	322, 700	361, 300	385, 000	408, 500	446, 900	
76	274, 100	324, 000	362, 300	385, 700	408, 800	447, 300	
77	274, 900	325, 600	363, 200	386, 100	409, 100	447, 700	
78	275, 700	326, 700	364, 300	386, 800	409, 400	448, 100	
79	276, 600	327, 900	365, 200	387, 400	409, 700	448, 500	
80	277, 500	329, 000	366, 200	388, 000	409, 900	448, 800	
81	278, 400	329, 700	367, 100	388, 400	410, 200	449, 100	
82	279, 100	330, 600	367, 800	389, 000	410, 500	449, 500	
83	280, 000	331, 300	368, 500	389, 600	410, 800	449, 800	
84	280, 900	332, 000	369, 200	390, 200	411, 100	450, 100	
85	281, 600	332, 900	369, 600	390, 600	411, 300	450, 400	
86	282, 300	333, 300	370, 200	391, 100	411, 600		
87	283, 200	334, 000	370, 800	391, 600	411, 900		
88	284, 100	334, 700	371, 500	392, 200	412, 200		
89	284, 800	335, 500	371, 800	392, 500	412, 400		
90	285, 600	336, 100	372, 500	392, 900	412, 700		
91	286, 500	336, 800	373, 100	393, 300	413, 000		
92	287, 400	337, 500	373, 800	393, 700	413, 200		

93	288, 600	338, 100	374, 100	394, 000	413, 400				
94		338, 700	374, 700	394, 300	413, 700				
95		339, 100	375, 300	394, 600	414, 000				
96		339, 700	375, 900	394, 900	414, 200				
97		340, 000	376, 300	395, 100	414, 400				
98		340, 500	376, 800	395, 400	414, 700				
99		340, 900	377, 500	395, 700	415, 000				
100		341, 400	378, 100	395, 900	415, 200				
101		341, 800	378, 500	396, 100	415, 400				
102		342, 300	379, 000	396, 400	415, 700				
103		342, 700	379, 600	396, 700	416, 000				
104		343, 200	380, 100	396, 900	416, 200				
105		343, 500	380, 600	397, 100	416, 400				
106		343, 900	381, 200	397, 400					
107		344, 300	381, 700	397, 700					
108		344, 700	382, 000	397, 900					
109		345, 000	382, 400	398, 100					
110		345, 400	382, 900	398, 400					
111		345, 900	383, 300	398, 700					
112		346, 300	383, 700	398, 900					
113		346, 600	384, 100	399, 100					
114		346, 900	384, 600	399, 400					
115		347, 400	385, 000	399, 700					
116		347, 800	385, 400	399, 900					
117		347, 900	385, 700	400, 100					
118		348, 400	386, 100	400, 400					
119		348, 800	386, 500	400, 700					
120		349, 100	386, 900	400, 900					
121		349, 400	387, 200	401, 100					
122		349, 800	387, 600						
123		350, 200	388, 000						
124		350, 600	388, 300						
125		351, 100	388, 600						
126		351, 500	389, 000						
127		351, 900	389, 300						
128		352, 300	389, 600						
129		352, 800	389, 900						
130		353, 200	390, 200						
131		353, 500	390, 500						
132		353, 800	390, 800						
133		354, 300	391, 100						
134			391, 400						
135			391, 700						
136			392, 000						
137			392, 200						
138			392, 500						
139			392, 800						
140			393, 000						

	141			393,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条関係）医療職給料表

イ 医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000

45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		

	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 看護師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500

45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,800
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,100
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,400
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	438,700
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,000
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	

93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,300
95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,700
96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,100
97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,400
98	292,500	322,500	355,500	373,300	399,800
99	293,000	323,100	356,000	373,800	400,200
100	293,500	323,700	356,400	374,300	400,500
101	294,000	324,100	356,900	374,900	400,800
102	294,500	324,700	357,300	375,400	401,200
103	295,000	325,300	357,800	375,900	401,500
104	295,400	325,800	358,200	376,300	401,800
105	295,800	326,200	358,500	376,900	402,100
106	296,300	326,700	359,000	377,400	402,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900	402,700
108	297,100	327,700	359,700	378,400	403,000
109	297,300	328,100	360,100	379,000	403,300
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600	381,500	
115	298,900	330,100	363,100	382,000	
116	299,100	330,400	363,500	382,400	
117	299,400	330,600	363,900	382,800	
118	299,700	330,900	364,300	383,200	
119	300,000	331,200	364,800	383,600	
120	300,300	331,400	365,300	384,000	
121	300,600	331,600	365,700	384,400	
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			

	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、子ども療育センター新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第6条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	243,800	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	245,400	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	247,000	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	248,600	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	250,300	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	252,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	254,200	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	256,100	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	258,100	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	260,200	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	262,300	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	264,400	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	266,400	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	268,800	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	271,300	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	273,800	311,600	370,800	414,700	504,000

定年前再任用
短時間勤務職員
以外の職員

45	276,100	313,600	371,600	415,900	505,600
46	278,200	315,100	372,400	417,100	507,100
47	280,100	316,400	373,200	418,700	508,700
48	282,200	317,700	374,000	420,200	510,200
49	284,400	318,900	374,800	421,500	511,900
50	286,100	320,800	376,100	422,900	513,300
51	287,800	322,800	377,400	424,300	514,700
52	289,500	324,900	378,600	425,700	516,200
53	291,800	326,500	379,300	427,100	517,300
54	293,300	328,400	380,300	428,500	518,500
55	294,500	330,100	381,100	429,900	519,700
56	296,000	332,100	381,800	431,300	520,900
57	297,400	334,000	382,500	432,400	521,800
58	298,900	335,400	383,200	433,700	522,800
59	300,500	336,800	383,900	435,100	523,800
60	302,000	338,200	384,600	436,400	524,800
61	303,300	339,900	385,200	437,200	525,900
62	304,300	341,400	385,900	438,000	526,800
63	305,300	342,900	386,700	438,900	527,500
64	306,300	344,500	387,500	439,800	528,200
65	307,100	346,100	388,100	440,600	529,000
66	307,700	347,500	388,900	441,400	529,800
67	308,200	348,800	389,600	442,000	530,600
68	308,800	350,300	390,300	442,800	531,400
69	309,200	351,700	390,900	443,200	532,100
70	309,700	353,000	391,600	443,800	532,900
71	310,200	354,100	392,300	444,300	533,700
72	310,700	355,300	393,000	444,800	534,500
73	311,300	356,400	393,700	445,300	535,200
74	311,900	357,500	394,300	445,800	
75	312,300	358,600	394,900	446,300	
76	312,900	359,700	395,600	446,800	
77	313,600	360,600	396,300	447,200	
78	314,300	361,700	396,800	447,700	
79	315,000	362,900	397,400	448,100	
80	315,600	364,100	398,000	448,500	
81	315,900	364,600	398,500	448,900	
82	316,500	365,700	399,100	449,300	
83	317,100	366,900	399,700	449,700	
84	317,700	367,800	400,200	450,100	
85	318,100	369,000	400,700	450,400	
86	318,800	370,200	401,200	450,800	
87	319,300	371,400	401,700	451,100	
88	319,800	372,400	402,400	451,400	
89	320,400	373,500	402,800	451,700	
90	321,000	374,800			
91	321,600	376,000			
92	322,000	377,200			

	93	322,700	377,900			
	94	323,400	378,900			
	95	324,100	379,700			
	96	324,800	380,600			
	97	325,300	381,400			
	98	326,000	382,200			
	99	327,000	382,900			
	100	327,700	383,600			
	101	328,400	384,200			
	102	329,100	384,900			
	103	329,700	385,800			
	104	330,300	386,700			
	105	331,100	387,200			
	106	331,900	388,000			
	107	332,600	388,800			
	108	333,200	389,600			
	109	333,700	390,200			
	110	334,200	390,900			
	111	334,700	391,500			
	112	335,100	392,200			
	113	335,400	392,900			
	114	335,900	393,500			
	115	336,400	394,000			
	116	336,900	394,700			
	117	337,200	395,400			
	118	337,500	396,000			
	119	337,900	396,600			
	120	338,300	397,200			
	121	338,800	397,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第6条関係）特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,700	265,900	303,200	314,400	335,600	373,400	415,600
	2	210,400	267,300	305,400	316,400	337,400	376,000	418,000
	3	212,100	268,700	307,600	318,400	339,100	378,300	420,500
	4	213,700	270,100	309,600	320,200	340,800	380,500	422,900
	5	215,300	271,400	311,600	322,100	342,500	382,400	424,800
	6	216,800	273,000	313,500	323,900	344,200	384,700	426,900
	7	218,200	274,500	315,400	325,600	345,800	386,800	429,000
	8	219,600	276,000	317,200	327,300	347,400	388,800	431,200
	9	220,700	277,500	318,600	328,800	349,000	390,800	433,100
	10	222,200	278,700	320,400	330,500	350,600	393,100	435,200
	11	223,600	279,900	322,200	332,200	352,200	395,300	437,300
	12	225,000	281,100	324,000	333,900	353,800	397,500	439,200
	13	226,300	282,300	325,800	335,600	355,300	399,700	440,900
	14	227,600	283,800	327,300	337,200	357,000	402,000	442,700
	15	228,900	285,400	328,700	338,700	358,700	404,200	444,600
	16	230,100	286,900	330,100	340,200	360,300	406,500	446,500
	17	231,300	288,300	331,500	341,700	361,900	408,300	448,300
	18	232,800	289,800	333,000	343,300	363,500	410,200	450,100
	19	234,300	291,400	334,500	344,800	365,100	412,100	451,900
	20	235,700	293,000	336,000	346,400	366,700	413,900	453,600
	21	237,200	294,600	337,500	347,900	368,300	415,700	455,400
	22	238,700	296,300	339,000	349,500	369,900	417,500	456,900
	23	240,200	297,900	340,500	351,000	371,500	419,300	458,300
	24	241,700	299,400	342,000	352,500	373,000	421,100	459,800
	25	243,100	300,900	343,500	354,100	374,600	422,700	461,200
	26	244,600	302,500	345,000	355,800	376,500	424,200	462,500
	27	246,100	304,000	346,500	357,500	378,400	425,700	463,800
	28	247,400	305,500	348,000	359,200	380,300	427,200	465,000
	29	248,700	307,000	349,500	360,800	382,100	428,700	466,000
	30	249,900	308,200	351,100	362,600	384,000	430,000	466,700
	31	251,000	309,400	352,700	364,300	385,800	431,300	467,400
	32	252,100	310,600	354,300	365,900	387,500	432,500	468,100
	33	253,200	311,800	355,500	367,100	388,700	433,700	468,800
	34	254,300	312,900	356,900	368,600	390,300	435,000	469,500
	35	255,400	314,000	358,400	370,100	391,800	436,300	470,100
	36	256,500	315,100	359,900	371,600	393,300	437,500	470,700
	37	257,500	316,100	361,400	373,100	394,800	438,700	471,200
	38	258,400	317,200	362,900	374,300	395,700	439,500	471,800
	39	259,300	318,300	364,400	375,600	396,700	440,300	472,400
	40	260,100	319,400	365,900	376,800	397,600	441,100	473,000
	41	260,900	320,400	367,300	378,000	398,600	441,700	473,500
	42	261,800	321,500	368,700	379,300	399,800	442,300	474,000
	43	262,600	322,600	370,100	380,500	400,900	442,900	474,400
	44	263,500	323,700	371,500	381,800	402,000	443,500	474,700

45	264,300	324,700	372,500	382,700	402,900	444,200	475,000
46	265,200	325,800	373,600	383,600	403,600	445,000	
47	266,000	326,900	374,500	384,400	404,300	445,400	
48	266,800	328,000	375,500	385,300	405,000	446,100	
49	267,600	329,000	376,100	385,800	405,500	446,600	
50	268,400	330,300	376,400	386,200	406,000	447,000	
51	269,200	331,500	376,900	386,700	406,500	447,400	
52	269,900	332,600	377,400	387,200	406,900	447,800	
53	270,600	333,600	377,800	387,600	407,300	448,200	
54	271,400	334,900	378,300	387,900	407,500	448,600	
55	272,100	336,200	378,900	388,400	407,800	449,000	
56	272,800	337,300	379,400	388,800	408,100	449,300	
57	273,500	338,200	379,900	389,200	408,400	449,600	
58	274,300	339,800	380,500	389,600	408,700	450,000	
59	275,000	341,200	381,100	390,100	409,000	450,300	
60	275,700	342,500	381,600	390,500	409,300	450,600	
61	276,400	343,700	382,000	390,800	409,500	450,900	
62	277,100	345,300	382,500	391,200	409,800		
63	277,800	346,700	383,100	391,600	410,100		
64	278,400	348,200	383,700	392,100	410,400		
65	279,000	349,300	384,200	392,400	410,600		
66	279,700	350,900	384,800	392,900	410,900		
67	280,400	352,200	385,100	393,200	411,200		
68	281,000	353,600	385,600	393,600	411,500		
69	281,600	354,800	386,100	393,900	411,700		
70	282,300	356,000	386,500	394,300	412,000		
71	283,000	357,200	387,000	394,700	412,300		
72	283,600	358,300	387,500	395,000	412,500		
73	284,200	359,200	388,000	395,400	412,700		
74	284,900	360,200	388,500	395,800	413,000		
75	285,500	361,100	388,900	396,100	413,300		
76	286,100	362,100	389,300	396,400	413,500		
77	286,700	363,000	389,700	396,700	413,700		
78	287,300	363,700	390,000	397,000	414,000		
79	287,900	364,500	390,300	397,300	414,300		
80	288,500	365,300	390,500	397,500	414,500		
81	289,000	365,900	390,700	397,700	414,700		
82	289,600	366,400	391,000	398,000	415,000		
83	290,200	367,000	391,300	398,300	415,300		
84	290,700	367,500	391,500	398,500	415,500		
85	291,200	368,000	391,700	398,700	415,700		
86	291,800	368,200	392,000	399,000	416,000		
87	292,400	368,800	392,300	399,300	416,300		
88	292,900	369,400	392,500	399,500	416,500		
89	293,400	369,700	392,700	399,700	416,700		
90	293,900	370,200	393,000	400,000	417,000		
91	294,300	370,600	393,300	400,300	417,300		
92	294,700	371,100	393,500	400,500	417,500		

	93	295, 100	371, 600	393, 700	400, 700	417, 700		
	94		372, 100	394, 000	401, 000	418, 000		
	95		372, 600	394, 300	401, 300	418, 300		
	96		373, 000	394, 500	401, 500	418, 500		
	97		373, 200	394, 700	401, 700	418, 700		
	98		373, 600	395, 000	402, 000			
	99		374, 100	395, 300	402, 300			
	100		374, 500	395, 500	402, 500			
	101		374, 800	395, 700	402, 700			
	102			396, 000	403, 000			
	103			396, 300	403, 300			
	104			396, 500	403, 500			
	105			396, 700	403, 700			
	106			397, 000	404, 000			
	107			397, 300	404, 300			
	108			397, 500	404, 500			
	109			397, 700	404, 700			
	110				405, 000			
	111				405, 300			
	112				405, 500			
	113				405, 700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		245, 400	266, 900	288, 400	299, 700	320, 900	362, 700	396, 200

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

（福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第五条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

（福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

第四条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改める。

第十三条の二第二項中「百分の百二・五」を「百分の百五」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第二条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第四条の規定による改正後の福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定、附則第四条の規定による改正後の福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号。以下「調整額条例」という。）の規定、附則第五条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年福岡県条例第十一号。以下「平成二十五年改正条例」という。）の規定、附則第六条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年福岡県条例第四号。以下「平成二十八年改正条例」という。）の規定及び附則第七条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号。以下「平成二十九年改正条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第二条 令和六年四月一日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第三条

改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の会計年度任用職員条例、附則第四条の規定による改正後の調整額条例、附則第五条の規定による改正後の平成二十五年改正条例、附則第六条の規定による改正後の平成二十八年改正条例又は附則第七条の規定による改正後の平成二十九年改正条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例、第二条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第三条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第四条の規定による改正前の福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例、附則第四条の規定による改正前の調整額条例、附則第五条の規定による改正前の平成二十五年改正条例、附則第六条の規定による改正前の平成二十八年改正条例又は附則第七条の規定による改正前の平成二十九年改正条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の会計年度任用職員条例、附則第四条の規定による改正後の調整額条例、附則第五条の規定による改正後の平成二十五年改正条例、附則第六条の規定による改正後の平成二十八年改正条例又は附則第七条の規定による改正後の平成二十九年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（調整額条例の一部改正）

第四条

調整額条例の一部を次のように改正する。

付則第七項中「一万二千二百円」を「一万千三百円」に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第2 調整基本額表(第2条第3項第1号関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,700円
2 級	9,600円
3 級	10,200円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	12,100円
7 級	12,700円
8 級	14,300円
9 級	15,900円

ロ 医師職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,900円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,600円

ハ 看護師職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

ニ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円
2 級	10,000円
3 級	10,800円
4 級	11,700円
5 級	14,300円

ホ 特定獣医師職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円
2 級	9,500円
3 級	10,600円
4 級	11,000円
5 級	11,200円
6 級	12,100円
7 級	12,700円

ヘ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,100円
2 級	11,200円
特2 級	11,600円
3 級	12,200円
4 級	13,100円

ト 教育職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,800円
2 級	11,000円
特2 級	11,400円
3 級	11,900円
4 級	12,700円

チ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,700円
2 級	9,100円
3 級	9,600円
4 級	10,700円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	12,500円
8 級	13,100円

別表第3 調整基本額表(第2条第3項第2号関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,500円
2 級	7,700円
3 級	8,200円
4 級	8,700円
5 級	9,500円
6 級	10,700円
7 級	11,700円
8 級	13,200円
9 級	15,600円

ロ 医師職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ハ 看護師職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円

ニ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,500円
2 級	7,800円
3 級	8,500円
4 級	9,800円
5 級	11,500円

ホ 特定獣医師職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,200円
2 級	7,900円
3 級	8,500円
4 級	9,000円
5 級	9,500円
6 級	10,700円
7 級	11,700円

ヘ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,200円
2 級	8,400円
特2 級	9,200円
3 級	10,100円
4 級	12,700円

ト 教育職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円
2 級	8,300円
特2 級	9,100円
3 級	9,900円
4 級	12,400円

チ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,400円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,800円
5 級	9,300円
6 級	10,500円
7 級	11,500円
8 級	12,500円

(平成二十五年改正条例の一部改正)
第五條 平成二十五年改正条例の一部を次のように改正する。
附則別表研究職特例給料表を次のように改める。

附則別表（附則第3項、附則第5項関係）研究職特例給料表

職務の級	特 4 級
号 給	給料月額
	円
1	442,900
2	443,400
3	443,900
4	444,400
5	445,200
6	446,400
7	448,100
8	449,800
9	451,500
10	452,200
11	452,900
12	453,600
13	454,100
14	454,800
15	455,500
16	456,200
17	456,400
18	457,000
19	457,600
20	458,100
21	458,600
22	459,200
23	459,800
24	460,400
25	460,900
26	461,600
27	462,300
28	463,000
29	463,400
30	464,100
31	464,700
32	465,300
33	465,800
34	466,500
35	467,100
36	467,700
37	468,300
38	469,000
39	469,700
40	470,400
41	470,800
42	471,500
43	472,200
44	472,900

45	473,300
46	474,000
47	474,700
48	475,400
49	475,700
50	476,300
51	476,900
52	477,500
53	478,000
54	478,700
55	479,300
56	479,900
57	480,400
58	481,100
59	481,700
60	482,300
61	482,800
62	483,500
63	484,100
64	484,700
65	485,300
66	486,000
67	486,600
68	487,200
69	487,700
70	488,400
71	489,000
72	489,600
73	490,200
74	490,900
75	491,500
76	492,100
77	492,600
78	493,300
79	493,900
80	494,500
81	495,100
82	495,700
83	496,300
84	496,900
85	497,400
86	498,000
87	498,600
88	499,200
89	499,600
90	500,200
91	500,800
92	501,400

93	501,800
94	502,400
95	503,000
96	503,600
97	504,000
98	504,400
99	504,800
100	505,300
101	505,600
102	506,000
103	506,400
104	506,800
105	507,100

(平成二十八年改正条例の一部改正)
第六条 平成二十八年改正条例の一部を次のように改正する。
附則別表第四行政職特別給料表を次のように改める。

附則別表第4（附則第6条関係） 行政職特例給料表

職務の級	特 4 級
号 給	給料月額
	円
1	409,400
2	409,600
3	409,700
4	410,000
5	410,200
6	410,300
7	410,500
8	410,700
9	410,800
10	411,100
11	411,300
12	411,400
13	411,600
14	411,800
15	411,900
16	412,200
17	412,300
18	412,400
19	412,600
20	412,800
21	412,900
22	413,200
23	413,300
24	413,400
25	413,600
26	413,800
27	413,900
28	414,200
29	414,300
30	414,400
31	414,600
32	414,800
33	414,900
34	415,200
35	415,300
36	415,400
37	415,600

（平成二十九年改正条例の一部改正）

第七條 平成二十九年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第六條中「百九十三号給」を「百七十二号給」に改める。

附則第九條中「五万九千五百円」を「六万八千円」に、「四万五千円」を「四万六千三百円」に改める。

附則第十五條中「二十五万七千九百円」を「二十六万七千七百円」に改める。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第4（附則第6条関係）特例号給表

職員の区分	職務の級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	106				416,700
	107				417,000
	108				417,200
	109				417,400
	110				417,700
	111				418,000
	112				418,200
	113				418,400
	114				418,700
	115				419,000
	116				419,200
	117				419,400
	118				419,700
	119				420,000
	120				420,200
	121				
	122			401,400	
	123			401,700	
	124			401,900	
	125			402,100	
	126			402,400	
	127			402,700	
	128			402,900	
	129			403,100	
	130			403,400	
	131			403,700	
	132			403,900	
	133			404,100	
	134	354,700		404,400	
	135	355,100		404,700	
	136	355,500		404,900	
	137	356,000		405,100	
	138	356,400		405,400	
	139	356,800		405,700	
	140	357,200		405,900	
	141	357,700		406,100	
	142	358,100	393,500	406,400	
	143	358,500	393,800	406,700	
	144	358,900	394,000	406,900	
	145	359,400	394,200		
	146	359,800	394,500		
	147	360,200	394,800		
	148	360,600	395,000		
	149	361,100	395,200		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	150	361, 500	395, 500		
	151	361, 900	395, 800		
	152	362, 300	396, 000		
	153	362, 800	396, 200		
	154	363, 200	396, 500		
	155	363, 600	396, 800		
	156	364, 000	397, 000		
	157	364, 500	397, 200		
	158	364, 900	397, 500		
	159	365, 300	397, 800		
	160	365, 700	398, 000		
	161	366, 200	398, 200		
	162	366, 600	398, 500		
	163	367, 000	398, 800		
	164	367, 400	399, 000		
	165		399, 200		
	166		399, 500		
	167		399, 800		
	168		400, 000		
	169		400, 200		
	170		400, 500		
	171		400, 800		
	172		401, 000		

（人事委員会規則への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十七号

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百七十」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて令和六年四月一日以後の分として支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十八号

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を

次のように改正する。

第九条第十項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

附則第三十四項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第四十一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第四十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第四十六項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三十四項、第四十一項及び第四十二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例第九条第十項（第四号に係る部分に限り、同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した福岡県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第四項の規定により職員とみなされる者を含む。）のうち、同条第二項ただし書に規定する者を除いた職員をいう。以下この項において同じ。）であって前項本文に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例第九条第十項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十九号

福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福岡県産業廃棄物税条例（平成十六年福岡県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「二十年」を「二十五年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十号

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を削り、第九号を第五号とし、第一〇号を削る。

別表第三中

特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの

高等学校等及び直し支援金（規則で定める支援金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

福岡県立高等学校専攻科修学支援金（規則で定める支援金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十一号

福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例

福岡県旅券発給手数料条例（平成十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二千元」を「二千三百円」に、「四千元」を「四千三百円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により当該申請をする場合には、千九百円（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、三千九百円）とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請があつた一般旅券の発給に係る手数料については、なお従前の例による。

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十二号

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部

を改正する条例

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「十年間」を「十二年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十三号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条 例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

第二十九条第一項第四号イ中「第十三条第三項第二号」を「第十三条第三項第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十四号

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条

例

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「（以下「救護施設等」という。）」を削る。

第二十一条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十六条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十七条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十五号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の項を次のように改める。

五	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第六十八条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第四項の規定による通知（建築物を建築しようとする場合に限	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第六十八条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第四項の規定による通知（建築物を建築しようとする場合に限	一次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額（次号及び第三号の場合を除く。）イ 三十平方メートル以内 一件につき 一〇、〇〇〇円 ロ 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内 一件につき 一八、〇〇〇円 ハ 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内 一件につき 二八、〇〇〇円 ニ 二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内 一件につき 八一、〇〇〇円 ホ 三百平方メートルを超え、千平方メートル以内 一件につき 九〇、〇〇〇円 ヘ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内	申請又は通知のとき
---	--	--	---	-----------

る。又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十二号）第十一條の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査

- 一件につき 一三〇、〇〇〇円
ト 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内 二二〇、〇〇〇円
チ 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内 三〇〇、〇〇〇円
リ 五万平方メートルを超えるとき 五八〇、〇〇〇円
二 建築物に建築基準法第八十七條の四の昇降機を設ける場合は、前号の規定による金額に次の金額を加算した金額イ 昇降機を設ける場合（ロに掲げる場合を除く。）
昇降機一基につき 二三、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については、一〇、〇〇〇円）
ロ 確認を受けた建築物の計画を変更して昇降機を設ける場合
昇降機一基につき 一一、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については、七、〇〇〇円）
三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二條第一項第一号の特定建築行為に係る建築物に関する確認申請又は計画通知の場合には、第一号の規定による金額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれにおいて定める金額を加算した金額
イ 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分（居住のために継続的に使用する室及び共用部分（共用廊下、共用階段その他の知事が認める部分をいう。）をいう。以下同じ。）を申請する場合次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額
（1）〇平方メートルを超え、二百平方メートル未満 八、〇〇〇円
一件につき
（2）二百平方メートル以上のとき 一〇、〇〇〇円
一件につき
ロ 共同住宅等（一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分をいう。以下同じ。）を申請する場合次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれに

- （1）〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満 二〇、〇〇〇円
一件につき
（2）三百平方メートル以上二千平方メートル未満 三四、〇〇〇円
一件につき
（3）二千平方メートル以上五千平方メートル未満 五四、〇〇〇円
一件につき
（4）五千平方メートル以上のとき 七五、〇〇〇円
一件につき

- 別表五の二の項中「（平成二十七年法律第五十三号）」を削り、「第三十五條第二項（同法第三十六條第二項）」を「第三十條第二項（同法第三十一條第二項）」に改め、同表七の項金額の欄第一号及び第二号中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に改め、同欄第三号を次のように改める。
- 三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十條第一項の建築物に関する完了検査の場合
- 前二號の規定による金額に、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額を加算した金額
- イ 住宅部分を含まない建築物又は建築物の住宅部分以外の部分
- 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額
- （1）〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満 五、〇〇〇円
一件につき
（2）三百平方メートル以上千平方メートル未満 六、〇〇〇円
一件につき
（3）千平方メートル以上二千平方メートル未満 八、〇〇〇円
一件につき
（4）二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一四、〇〇〇円
一件につき
（5）五千平方メートル以上一万平方メートル未満 一八、〇〇〇円
一件につき
（6）一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満

一件につき	二二、〇〇〇円
(7) 二万五千平方メートル以上 一件につき	二六、〇〇〇円
ロ 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分 〇平方メートルを超えるとき	二、〇〇〇円
一件につき	二、〇〇〇円
ハ 共同住宅等の住宅部分	
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額	
(1) 〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満 一件につき	四、〇〇〇円
(2) 三百平方メートル以上二千平方メートル未満 一件につき	六、〇〇〇円
(3) 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一件につき	一一、〇〇〇円
(4) 五千平方メートル以上るとき 一件につき	一六、〇〇〇円
別表九の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に改め、同表四五の項金額の欄を次のように改める。	
一件につき 三三、〇〇〇円	
ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請に係る審査にあつては、二六、五〇〇円とする。	
別表七九の項金額の欄を次のように改める。	
次の第一号から第三号までに該当する建築物の一部を併せて申請する場合は、それぞれを加算した金額とする。	
一 住宅部分含まない建築物又は建築物の住宅部分以外の部分を申請する場合	
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額	
イ 三百平方メートル未満	
一件につき 二九〇、〇〇〇円	
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一一〇、〇〇〇円、適合証（低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号（法第五十五条第二項においてこ	

これらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十四条に規定するものをいう。八一の項において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が証明した書類をいう。以下この項において同じ。）の提出があるときは、一、一〇〇〇円	
ロ 三百平方メートル以上千平方メートル未満 一件につき	三六三、〇〇〇円
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一四一、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二〇、〇〇〇円)	
ハ 千平方メートル以上二千平方メートル未満 一件につき	四六九、〇〇〇円
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一八六、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、三四、〇〇〇円)	
ニ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一件につき	六六九、〇〇〇円
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三〇一、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一〇二、〇〇〇円)	
ホ 五千平方メートル以上二万平方メートル未満 一件につき	八二五、〇〇〇円
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三九三、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一六二、〇〇〇円)	
ヘ 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満 一件につき	九七五、〇〇〇円
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四七二、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二〇四、〇〇〇円)	
ト 二万五千平方メートル以上るとき 一件につき	一、一一二、〇〇〇円
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五五四、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二五六、〇〇〇円)	
二 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分を申請する場合	
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額	
イ 二百平方メートル未満 一件につき	四三、〇〇〇円
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二二、〇〇〇円、仕様・計算併用法（当該住宅部分の外皮性能又は一次エネルギー消費量の一方のみ国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いる方法をいう。以下この項、八〇の三の項及び八一の項において同じ。）を用いたときは、三三一、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五、〇〇〇円)	
ロ 二百平方メートル以上るとき 一件につき	四八、〇〇〇円
(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二三、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、三五、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五、〇〇〇円)	
三 共同住宅等を申請する場合	
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額	
イ 三百平方メートル未満 一件につき	八七、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四一、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、六四、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一一、〇〇〇円）

ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、七二、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、一九、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二五、〇〇〇円）

ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満

一件につき

二五〇、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一三一、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、一九〇、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五七、〇〇〇円）

ニ 五千平方メートル以上のとき

一件につき

三五八、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一九八、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、二七八、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一〇二、〇〇〇円）

四 法第五十四条第二項の規定による申出がある場合

前三号の規定による金額に、五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額

別表八〇の項金額の欄を次のように改める。

次の第一号から第三号までに該当する建築物の一部を併せて申請する場合は、それぞれを加算した金額とする。

一 住宅部分を含まない建築物又は建築物の住宅部分以外の部分を申請する場合

当該変更に係る床面積の合計を前項第一号の申請に係る床面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額

二 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分を申請する場合

当該変更に係る床面積の合計を前項第二号の申請に係る床面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額

三 共同住宅等を申請する場合

当該変更に係る床面積の合計を前項第三号の申請に係る床面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額

四 法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項の規定による申出がある場合

前三号の規定による金額に、五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額

別表八〇の二の項金額の欄を次のように改める。

当該軽微な変更に係る床面積の合計を七九項の申請に係る床面積の合計とみなして同項の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額

別表八〇の三の項事務の欄中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項金額の欄中「に掲げる床面積の合計の区分に応じ」を「の第一号から第三号までに該当する建築物の一部を併せて申請する場合

は」に、「において定める金額」を「を加算した金額とする。」に改め、第一号から第三号までを次のように改める。

一 住宅部分を含まない建築物又は建築物の住宅部分以外の部分を申請する場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額

イ 〇平方メートル

一件につき

一一、〇〇〇円

ロ 〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満

一件につき

二九〇、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一一〇、〇〇〇円）

ハ 三百平方メートル以上千平方メートル未満

一件につき

三六三、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一四一、〇〇〇円）

ニ 千平方メートル以上二千平方メートル未満

一件につき

四六九、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一八六、〇〇〇円）

ホ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満

一件につき

六六九、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三〇一、〇〇〇円）

ヘ 五千平方メートル以上一万平方メートル未満

一件につき

八二五、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三九三、〇〇〇円）

ト 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満

一件につき

九七五、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四七二、〇〇〇円）

チ 二万五千平方メートル以上のとき

一件につき

一、一一二、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五五四、〇〇〇円）

二 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分を申請する場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額

イ ○平方メートル

一件につき

五、〇〇〇円

ロ ○平方メートルを超え、二百平方メートル未満

一件につき

四三、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二三、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、三二、〇〇〇円)

ハ 二百平方メートル以上のとき

一件につき

四八、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二三、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、三五、〇〇〇円)

三 共同住宅等を申請する場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額

イ ○平方メートル

一件につき

五、〇〇〇円

ロ ○平方メートルを超え、三百平方メートル未満

一件につき

八七、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四一、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、六四、〇〇〇円)

ハ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満

一件につき

一四六、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、七二、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、一〇九、〇〇〇円)

ニ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満

一件につき

二五〇、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一三二、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、一九〇、〇〇〇円)

ホ 五千平方メートル以上のとき

一件につき

三五八、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一九八、〇〇〇円、仕様・計

算併用法を用いたときは、二七八、〇〇〇円)

別表八〇の三の項金額の欄中第四号から第七号までを削り、同表八〇の四の項中「第十二条第二項又は第十三条第三項」を「第十一条第二項又は第十二条第三項」に改め、同表八一の項事務の欄中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、「及び法第四十一条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定」を削り、同項名称の欄中「建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中第一号から第三号までを次のように改める。

一 住宅部分を含まない建築物又は建築物の住宅部分以外の部分を申請する場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額

イ 三百平方メートル未満

一件につき

二九〇、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一一〇、〇〇〇円、適合証(法第二十九条第一項の規定による認証の申請であるときは法第三十条第一項各号(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が証明した書類をいう。以下この項において同じ。)の提出があるときは、一一、〇〇〇円)

ロ 三百平方メートル以上千平方メートル未満

一件につき

三六三、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一四一、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二〇、〇〇〇円)

ハ 千平方メートル以上二千平方メートル未満

一件につき

四六九、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一八六、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、三四、〇〇〇円)

ニ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満

一件につき

六六九、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三〇一、〇〇〇円、適合証

の提出があるときは、一〇二、〇〇〇円）
ホ 五千平方メートル以上一万平方メートル未満
一件につき 八二五、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三九三、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一六二、〇〇〇円）
ヘ 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満
一件につき 九七五、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四七二、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二〇四、〇〇〇円）
ト 二万五千平方メートル以上るとき
一件につき 一、一二一、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五五四、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二五六、〇〇〇円）

二 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分を申請する場合
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額

イ 二百平方メートル未満
一件につき 四三、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一二一、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、三二、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五、〇〇〇円）

ロ 二百平方メートル以上るとき
一件につき 四八、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一二三、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、三五、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五、〇〇〇円）

三 共同住宅等を申請する場合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額

イ 三百平方メートル未満
一件につき 八七、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四一、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、六四、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一一、〇〇〇円）

ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満
一件につき 一四六、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、七二、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、一〇九、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二五、〇〇〇円）

ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満
一件につき 二五〇、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一三一、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、一九〇、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五七、〇〇〇円）

ニ 五千平方メートル以上るとき
一件につき 三五八、〇〇〇円

（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一九八、〇〇〇円、仕様・計算併用法を用いたときは、二七八、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一〇二、〇〇〇円）

別表八一の項金額の欄第四号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同欄第五号中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同表八二の項中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「建築物のエネルギー消費性能変更認定申請手数料」を「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」に、「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「八一の項」を「前項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同表八三の項事務の欄中「（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条」を「第十三条」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

当該軽微な変更に係る床面積の合計を八〇の三項の申請に係る床面積の合計とみなして同項の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額

別表八四の項事務の欄中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、同項金額の欄を次

のように改める。

当該軽微な変更に係る床面積の合計を八一項の申請に係る床面積の合計とみなして同項の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額

別表備考二第一項中「2に」を「2及び5に」に、「及び」を「並びに」に改め、同表備考二第二項中「（移転）」を「（5に掲げる場合及び移転）」に改め、同表備考二第四項の次に次の一項を加える。

5 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号の基準への適合に係る変更がある場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十六号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第6条関係）教育職給料表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,400
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,000
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,600
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,200
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	482,800
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,300
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	483,800

45	270,600	321,400	371,500	417,100	484,300
46	271,400	323,300	373,100	418,400	484,800
47	272,200	325,000	374,700	419,900	485,300
48	273,000	326,700	376,200	421,400	485,700
49	273,800	328,400	377,700	423,000	486,100
50	274,600	330,200	379,200	424,400	
51	275,300	332,000	380,700	426,000	
52	276,100	333,700	382,100	427,500	
53	276,900	335,400	383,500	429,200	
54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300	
56	279,300	339,300	387,800	433,900	
57	280,000	340,800	389,300	435,400	
58	280,600	342,400	390,900	436,900	
59	281,400	343,900	392,500	438,100	
60	282,300	345,500	393,900	439,300	
61	283,100	347,000	395,100	440,500	
62	283,700	348,600	396,500	441,800	
63	284,500	350,200	397,900	443,000	
64	285,200	351,700	399,200	444,200	
65	286,200	353,200	400,400	445,300	
66	287,000	354,800	401,600	446,500	
67	287,800	356,400	402,900	447,700	
68	288,500	357,900	404,200	448,900	
69	289,200	359,400	405,500	450,100	
70	290,000	361,000	406,800	451,300	
71	290,800	362,600	408,200	452,500	
72	291,500	364,100	409,400	453,700	
73	292,200	365,600	410,600	454,800	
74	292,900	367,200	412,000	455,400	
75	293,600	368,800	413,400	455,900	
76	294,200	370,300	414,700	456,400	
77	294,800	371,800	415,900	456,900	
78	295,500	373,200	417,100	457,400	
79	296,200	374,600	418,400	457,900	
80	296,800	375,900	419,800	458,400	
81	297,400	377,200	421,100	458,800	
82	298,100	378,600	422,300	459,300	
83	298,800	380,000	423,300	459,700	
84	299,500	381,300	424,500	460,100	
85	300,200	382,400	425,700	460,500	
86	301,000	383,800	426,800	460,900	
87	301,700	385,100	428,000	461,300	
88	302,400	386,400	429,000	461,700	
89	303,100	387,600	430,100	462,000	
90	304,000	388,900	431,100		
91	304,800	390,000	432,100		
92	305,600	391,200	433,100		

93	306,100	392,400	434,000
94	306,900	393,500	434,800
95	307,700	394,700	435,600
96	308,500	395,900	436,400
97	309,200	397,300	437,100
98	310,000	398,300	437,500
99	310,800	399,300	437,900
100	311,500	400,300	438,300
101	312,300	401,200	438,700
102	313,200	402,200	439,000
103	314,100	403,300	439,300
104	314,900	404,400	439,500
105	315,500	405,100	439,800
106	316,300	406,000	440,100
107	317,100	406,900	440,400
108	317,900	407,800	440,600
109	318,600	408,600	440,800
110	319,000	409,400	441,100
111	319,400	410,200	441,400
112	319,900	411,000	441,600
113	320,400	411,600	441,800
114	320,800	412,300	442,100
115	321,300	413,000	442,400
116	321,700	413,700	442,600
117	322,200	414,300	442,800
118	322,700	414,800	443,100
119	323,100	415,200	443,400
120	323,600	415,500	443,600
121	324,100	415,800	443,800
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	
133	328,200	418,800	
134	328,400	419,100	
135	328,600	419,400	
136	328,900	419,600	
137	329,200	419,800	
138	329,400	420,100	
139	329,700	420,400	
140	330,000	420,600	

	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400	423,100			
	151	332,700	423,400			
	152	333,000	423,600			
	153	333,200	423,800			
	154	333,500				
	155	333,800				
	156	334,000				
	157	334,200				
	158	334,500				
	159	334,800				
	160	335,000				
	161	335,200				
	162	335,500				
	163	335,800				
	164	336,000				
	165	336,200				
	166	336,500				
	167	336,800				
	168	337,000				
	169	337,200				
	170	337,500				
	171	337,800				
	172	338,000				
	173	338,200				
	174	338,500				
	175	338,800				
	176	339,000				
	177	339,200				
定年前再 任用 短時間勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,700
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,100
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,500
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	457,900
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,300

45	270,200	301,100	369,000	388,600	458,700
46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,100
47	271,800	304,600	371,400	391,000	459,500
48	272,600	306,200	372,600	392,200	459,900
49	273,300	307,800	373,800	393,400	460,200
50	274,100	309,500	375,000	394,700	
51	274,800	311,300	376,200	395,900	
52	275,500	313,000	377,400	397,100	
53	276,300	314,300	378,500	398,300	
54	277,100	316,200	379,700	399,600	
55	277,900	318,000	380,900	400,600	
56	278,600	319,700	382,100	401,700	
57	279,300	321,400	383,200	402,900	
58	280,100	323,300	384,500	404,100	
59	280,900	325,000	385,800	405,300	
60	281,600	326,700	387,000	406,500	
61	282,200	328,400	387,900	407,600	
62	282,900	330,200	389,100	408,600	
63	283,600	332,000	390,100	409,900	
64	284,200	333,700	391,200	411,100	
65	284,900	335,400	392,000	412,300	
66	285,600	336,700	393,100	413,400	
67	286,300	338,000	394,100	414,500	
68	287,000	339,300	395,100	415,600	
69	287,700	340,800	396,200	416,600	
70	288,500	342,300	397,200	417,800	
71	289,200	343,800	398,300	419,000	
72	289,900	345,300	399,400	420,200	
73	290,400	346,700	400,400	420,800	
74	291,100	348,200	401,500	421,600	
75	291,800	349,700	402,600	422,300	
76	292,400	351,200	403,600	422,800	
77	293,000	352,600	404,500	423,100	
78	293,700	354,100	405,400	423,400	
79	294,300	355,600	406,400	423,800	
80	294,900	357,100	407,400	424,200	
81	295,500	358,500	408,200	424,500	
82	296,100	359,800	409,000	424,900	
83	296,700	361,100	409,700	425,200	
84	297,300	362,300	410,500	425,500	
85	297,800	363,500	411,200	425,800	
86	298,300	364,700	411,800	426,200	
87	298,800	365,900	412,500	426,500	
88	299,300	367,000	413,200	426,800	
89	299,700	368,100	413,800	427,100	
90	300,300	369,200	414,500	427,400	
91	300,800	370,300	415,000	427,700	
92	301,300	371,400	415,600	427,900	

93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	428,400
95	302,600	374,800	416,700	428,700
96	303,000	375,900	417,000	428,900
97	303,400	376,900	417,200	429,100
98	303,900	377,900	417,500	429,400
99	304,400	378,800	417,800	429,700
100	304,800	379,700	418,000	429,900
101	305,200	380,500	418,200	430,100
102	305,600	381,500	418,500	430,400
103	306,000	382,400	418,800	430,700
104	306,300	383,300	419,000	430,900
105	306,500	384,100	419,200	431,100
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600	420,500	
111	308,000	389,500	420,800	
112	308,300	390,400	421,000	
113	308,500	391,000	421,200	
114	308,700	391,900	421,500	
115	308,900	392,800	421,800	
116	309,200	393,700	422,000	
117	309,500	394,500	422,200	
118	309,700	395,200	422,500	
119	310,000	396,000	422,800	
120	310,300	396,800	423,000	
121	310,500	397,400	423,200	
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126	311,700	400,700		
127	312,000	401,200		
128	312,200	401,800		
129	312,400	402,400		
130	312,700	403,000		
131	313,000	403,500		
132	313,200	404,000		
133	313,400	404,300		
134	313,700	404,600		
135	314,000	404,900		
136	314,200	405,200		
137	314,400	405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		

	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	262,200	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	263,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	264,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	265,400	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	266,400	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	267,500	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	227,800	268,800	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	269,900	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	270,800	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	271,800	297,800	336,100	361,700	391,200
	35	232,200	272,800	298,900	337,800	363,400	393,700
	36	233,300	273,600	300,100	339,400	365,100	396,200
	37	235,600	274,800	301,300	340,900	366,500	398,600
	38	237,100	276,000	302,600	342,500	367,800	400,900
	39	238,600	277,000	303,900	344,100	369,000	403,100
	40	240,000	278,000	305,200	345,700	370,400	405,400
	41	241,300	279,000	306,500	347,400	373,700	407,200
	42	242,700	280,200	307,800	349,200	375,600	409,200
	43	244,000	281,400	309,100	351,000	377,500	411,000
	44	245,300	282,400	310,400	352,800	379,500	412,800

45	246,200	283,900	311,400	354,300	381,000	414,700
46	247,300	285,200	313,100	355,700	382,800	416,500
47	248,300	286,300	314,800	357,100	384,600	418,300
48	249,400	287,500	316,300	358,500	386,100	420,200
49	250,600	288,600	317,800	360,000	387,800	422,000
50	251,800	290,100	319,700	360,800	389,200	423,500
51	253,000	291,400	321,600	361,800	390,700	425,000
52	254,000	292,600	323,300	362,800	392,200	426,600
53	254,900	293,800	324,900	365,700	393,600	428,200
54	256,000	295,300	326,600	367,000	394,800	429,400
55	257,000	296,400	328,300	368,400	396,000	430,700
56	257,900	297,700	330,100	369,700	397,100	431,900
57	258,900	298,900	331,400	371,000	398,200	433,100
58	259,800	300,300	333,300	371,900	399,400	434,400
59	260,700	301,600	335,100	373,000	400,600	435,700
60	261,400	303,000	337,100	374,000	401,700	436,900
61	262,300	304,100	339,000	374,800	402,400	438,000
62	262,800	305,500	340,900	375,700	403,000	438,800
63	263,300	306,900	342,800	376,600	403,700	439,600
64	263,900	308,000	344,700	377,500	404,300	440,400
65	264,800	309,400	346,500	378,400	404,900	440,900
66	265,500	310,800	348,400	379,200	405,500	441,600
67	266,100	312,200	350,100	380,000	406,000	442,300
68	266,600	313,600	351,900	380,700	406,300	443,000
69	267,100	314,300	353,400	381,400	406,700	443,800
70	268,100	315,500	354,800	382,000	407,000	444,600
71	269,200	316,800	356,300	382,600	407,300	445,000
72	270,200	318,200	357,700	383,300	407,600	445,600
73	271,100	319,500	359,300	383,800	407,900	446,100
74	272,100	321,100	360,100	384,400	408,200	446,500
75	273,100	322,700	361,300	385,000	408,500	446,900
76	274,100	324,000	362,300	385,700	408,800	447,300
77	274,900	325,600	363,200	386,100	409,100	447,700
78	275,700	326,700	364,300	386,800	409,400	448,100
79	276,600	327,900	365,200	387,400	409,700	448,500
80	277,500	329,000	366,200	388,000	409,900	448,800
81	278,400	329,700	367,100	388,400	410,200	449,100
82	279,100	330,600	367,800	389,000	410,500	449,500
83	280,000	331,300	368,500	389,600	410,800	449,800
84	280,900	332,000	369,200	390,200	411,100	450,100
85	281,600	332,900	369,600	390,600	411,300	450,400
86	282,300	333,300	370,200	391,100	411,600	
87	283,200	334,000	370,800	391,600	411,900	
88	284,100	334,700	371,500	392,200	412,200	
89	284,800	335,500	371,800	392,500	412,400	
90	285,600	336,100	372,500	392,900	412,700	
91	286,500	336,800	373,100	393,300	413,000	
92	287,400	337,500	373,800	393,700	413,200	

93	288,600	338,100	374,100	394,000	413,400
94		338,700	374,700	394,300	413,700
95		339,100	375,300	394,600	414,000
96		339,700	375,900	394,900	414,200
97		340,000	376,300	395,100	414,400
98		340,500	376,800	395,400	414,700
99		340,900	377,500	395,700	415,000
100		341,400	378,100	395,900	415,200
101		341,800	378,500	396,100	415,400
102		342,300	379,000	396,400	415,700
103		342,700	379,600	396,700	416,000
104		343,200	380,100	396,900	416,200
105		343,500	380,600	397,100	416,400
106		343,900	381,200	397,400	
107		344,300	381,700	397,700	
108		344,700	382,000	397,900	
109		345,000	382,400	398,100	
110		345,400	382,900	398,400	
111		345,900	383,300	398,700	
112		346,300	383,700	398,900	
113		346,600	384,100	399,100	
114		346,900	384,600	399,400	
115		347,400	385,000	399,700	
116		347,800	385,400	399,900	
117		347,900	385,700	400,100	
118		348,400	386,100	400,400	
119		348,800	386,500	400,700	
120		349,100	386,900	400,900	
121		349,400	387,200	401,100	
122		349,800	387,600		
123		350,200	388,000		
124		350,600	388,300		
125		351,100	388,600		
126		351,500	389,000		
127		351,900	389,300		
128		352,300	389,600		
129		352,800	389,900		
130		353,200	390,200		
131		353,500	390,500		
132		353,800	390,800		
133		354,300	391,100		
134			391,400		
135			391,700		
136			392,000		
137			392,200		
138			392,500		
139			392,800		
140			393,000		

	141			393,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

（福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「二千八百二十円」を「二千九百円」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定及び附則第四条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第十四号。以下「平成二十九年改正条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第二条 令和六年四月一日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第三条 第一条の規定による改正後の給与条例又は附則第四条の規定による改正後の平成二十九年改正条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例又は附則第四条の規定による改正前の平成二十九年改正条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例又は附則第四条の規定による改正後の平成二十九年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成二十九年改正条例の一部改正）

第四条 平成二十九年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第六条中「百九十三号給」を「百七十二号給」に改める。

附則第八条中「二十五万七千九百円」を「二十六万七千七百円」に改める。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第4（附則第6条関係） 特例号給表

職員の区分	職務の級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	106				416,700
	107				417,000
	108				417,200
	109				417,400
	110				417,700
	111				418,000
	112				418,200
	113				418,400
	114				418,700
	115				419,000
	116				419,200
	117				419,400
	118				419,700
	119				420,000
	120				420,200
	121				
	122			401,400	
	123			401,700	
	124			401,900	
	125			402,100	
	126			402,400	
	127			402,700	
	128			402,900	
	129			403,100	
	130			403,400	
	131			403,700	
	132			403,900	
	133			404,100	
	134	354,700		404,400	
	135	355,100		404,700	
	136	355,500		404,900	
	137	356,000		405,100	
	138	356,400		405,400	
	139	356,800		405,700	
	140	357,200		405,900	
	141	357,700		406,100	
	142	358,100	393,500	406,400	
	143	358,500	393,800	406,700	
	144	358,900	394,000	406,900	
	145	359,400	394,200		
	146	359,800	394,500		
	147	360,200	394,800		
	148	360,600	395,000		
	149	361,100	395,200		

	150	361, 500	395, 500		
	151	361, 900	395, 800		
	152	362, 300	396, 000		
	153	362, 800	396, 200		
	154	363, 200	396, 500		
	155	363, 600	396, 800		
	156	364, 000	397, 000		
	157	364, 500	397, 200		
	158	364, 900	397, 500		
	159	365, 300	397, 800		
	160	365, 700	398, 000		
	161	366, 200	398, 200		
	162	366, 600	398, 500		
	163	367, 000	398, 800		
	164	367, 400	399, 000		
	165		399, 200		
	166		399, 500		
	167		399, 800		
	168		400, 000		
	169		400, 200		
	170		400, 500		
	171		400, 800		
	172		401, 000		

(人事委員会規則への委任)
第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十七号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の百二・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	431,800	455,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	433,200	457,200
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	434,600	458,900
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	436,200	460,600
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	410,100	437,500	462,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	411,900	439,200	463,700
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	413,600	440,900	465,300
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	415,200	442,400	467,100
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	416,800	443,800	468,600
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	418,300	445,500	470,000

51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	419,900	447,200	471,500
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	421,300	448,800	472,800
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	422,600	450,200	474,000
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	424,100	450,800	474,700
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	425,600	451,500	475,400
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	427,100	452,200	476,100
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	428,600	452,500	476,600
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	429,900	453,100	477,400
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	431,200	453,800	478,100
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	432,400	454,400	478,700
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	433,400	455,200	479,000
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	433,900	455,900	479,600
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	434,700	456,400	480,100
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	435,500	456,900	480,600
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	436,000	457,300	481,100
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	436,400	457,600	481,500
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	436,800	457,900	481,900
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	437,000	458,300	482,300
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	437,300	458,700	482,600
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	437,700	458,900	483,000
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	438,000	459,200	483,400
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	438,300	459,300	483,700
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	438,600	459,700	484,000
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	438,900	459,900	484,400
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	439,200	460,100	484,700
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	439,400	460,300	485,000
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	439,700	460,700	485,300
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	440,000	461,000	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	440,300	461,300	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	440,500	461,500	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	440,800	461,700	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	441,100	462,000	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	441,400	462,300	
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	441,700	462,500	
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	441,900	462,700	
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	442,200	463,000	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	442,500	463,300	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	442,800	463,500	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	443,000	463,700	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	443,300		
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	443,600		
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	443,900		
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	444,100		
94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700	444,400		
95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100	444,700		
96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,400	445,000		
97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,700	445,200		
98	311,800	335,100	361,600	391,600		445,500		
99	312,700	336,300	362,700	392,100		445,800		
100	313,600	337,500	363,900	392,600		446,100		
101	314,500	338,900	365,000	393,000		446,300		
102	315,500	339,800	366,100	393,500				
103	316,500	340,800	367,200	394,000				
104	317,400	341,900	368,300	394,500				

	105	318,200	343,000	369,500	394,800				
	106	318,800	344,100	370,000	395,200				
	107	319,400	345,100	370,600	395,700				
	108	320,000	346,100	371,200	396,000				
	109	320,500	347,300	371,800	396,300				
	110	321,000	348,300	372,300	396,800				
	111	321,400	349,300	372,700	397,300				
	112	321,900	350,200	373,200	397,800				
	113	322,700	351,100	373,600	398,100				
	114	323,400	352,000	374,000	398,600				
	115	324,100	353,000	374,500	399,100				
	116	324,700	354,000	375,000	399,600				
	117	325,300	355,000	375,400	399,900				
	118	326,000	355,400	375,900	400,400				
	119	326,700	356,000	376,500	400,900				
	120	327,500	356,600	377,000	401,400				
	121	328,100	356,900	377,200	401,800				
	122	328,400	357,300	377,700	402,300				
	123	328,900	357,700	378,200	402,700				
	124	329,400	358,100	378,600	403,200				
	125	329,700	358,500	379,100	403,600				
	126		358,900	379,600	404,000				
	127		359,300	380,100	404,400				
	128		359,700	380,600	404,800				
	129		360,100	380,900	405,200				
	130		360,500	381,400	405,600				
	131		360,900	381,900	406,000				
	132		361,300	382,400	406,400				
	133		361,500	382,700	406,700				
	134		362,000	383,200	407,100				
	135		362,400	383,600	407,500				
	136		362,700	384,000	407,800				
	137		363,000	384,300	408,100				
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第6条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	459,800
	25	220,000	262,200	287,300	321,700	347,600	374,600	461,200
	26	221,700	263,300	288,500	323,400	349,300	376,500	462,500
	27	223,000	264,200	289,800	325,000	350,900	378,400	463,800
	28	224,300	265,400	291,100	326,600	352,500	380,200	465,000
	29	225,600	266,400	292,400	328,000	353,700	381,700	466,000
	30	226,700	267,500	293,400	329,700	355,200	383,500	466,700
	31	227,800	268,800	294,400	331,400	356,700	385,200	467,400
	32	228,900	269,900	295,500	333,000	358,200	386,800	468,100
	33	230,000	270,800	296,600	334,200	359,900	388,500	468,800
	34	231,100	271,800	297,800	336,100	361,700	391,200	469,500
	35	232,200	272,800	298,900	337,800	363,400	393,700	470,100
	36	233,300	273,600	300,100	339,400	365,100	396,200	470,700
	37	235,600	274,800	301,300	340,900	366,500	398,600	471,200
	38	237,100	276,000	302,600	342,500	367,800	400,900	471,800
	39	238,600	277,000	303,900	344,100	369,000	403,100	472,400
	40	240,000	278,000	305,200	345,700	370,400	405,400	473,000
	41	241,300	279,000	306,500	347,400	373,700	407,200	473,500
	42	242,700	280,200	307,800	349,200	375,600	409,200	474,000
	43	244,000	281,400	309,100	351,000	377,500	411,000	474,400
	44	245,300	282,400	310,400	352,800	379,500	412,800	474,700
	45	246,200	283,900	311,400	354,300	381,000	414,700	475,000
	46	247,300	285,200	313,100	355,700	382,800	416,500	
	47	248,300	286,300	314,800	357,100	384,600	418,300	
	48	249,400	287,500	316,300	358,500	386,100	420,200	
	49	250,600	288,600	317,800	360,000	387,800	422,000	
	50	251,800	290,100	319,700	360,800	389,200	423,500	

51	253,000	291,400	321,600	361,800	390,700	425,000
52	254,000	292,600	323,300	362,800	392,200	426,600
53	254,900	293,800	324,900	365,700	393,600	428,200
54	256,000	295,300	326,600	367,000	394,800	429,400
55	257,000	296,400	328,300	368,400	396,000	430,700
56	257,900	297,700	330,100	369,700	397,100	431,900
57	258,900	298,900	331,400	371,000	398,200	433,100
58	259,800	300,300	333,300	371,900	399,400	434,400
59	260,700	301,600	335,100	373,000	400,600	435,700
60	261,400	303,000	337,100	374,000	401,700	436,900
61	262,300	304,100	339,000	374,800	402,400	438,000
62	262,800	305,500	340,900	375,700	403,000	438,800
63	263,300	306,900	342,800	376,600	403,700	439,600
64	263,900	308,000	344,700	377,500	404,300	440,400
65	264,800	309,400	346,500	378,400	404,900	440,900
66	265,500	310,800	348,400	379,200	405,500	441,600
67	266,100	312,200	350,100	380,000	406,000	442,300
68	266,600	313,600	351,900	380,700	406,300	443,000
69	267,100	314,300	353,400	381,400	406,700	443,800
70	268,100	315,500	354,800	382,000	407,000	444,600
71	269,200	316,800	356,300	382,600	407,300	445,000
72	270,200	318,200	357,700	383,300	407,600	445,600
73	271,100	319,500	359,300	383,800	407,900	446,100
74	272,100	321,100	360,100	384,400	408,200	446,500
75	273,100	322,700	361,300	385,000	408,500	446,900
76	274,100	324,000	362,300	385,700	408,800	447,300
77	274,900	325,600	363,200	386,100	409,100	447,700
78	275,700	326,700	364,300	386,800	409,400	448,100
79	276,600	327,900	365,200	387,400	409,700	448,500
80	277,500	329,000	366,200	388,000	409,900	448,800
81	278,400	329,700	367,100	388,400	410,200	449,100
82	279,100	330,600	367,800	389,000	410,500	449,500
83	280,000	331,300	368,500	389,600	410,800	449,800
84	280,900	332,000	369,200	390,200	411,100	450,100
85	281,600	332,900	369,600	390,600	411,300	450,400
86	282,300	333,300	370,200	391,100	411,600	
87	283,200	334,000	370,800	391,600	411,900	
88	284,100	334,700	371,500	392,200	412,200	
89	284,800	335,500	371,800	392,500	412,400	
90	285,600	336,100	372,500	392,900	412,700	
91	286,500	336,800	373,100	393,300	413,000	
92	287,400	337,500	373,800	393,700	413,200	
93	288,600	338,100	374,100	394,000	413,400	
94		338,700	374,700	394,300	413,700	
95		339,100	375,300	394,600	414,000	
96		339,700	375,900	394,900	414,200	
97		340,000	376,300	395,100	414,400	
98		340,500	376,800	395,400	414,700	
99		340,900	377,500	395,700	415,000	
100		341,400	378,100	395,900	415,200	
101		341,800	378,500	396,100	415,400	
102		342,300	379,000	396,400	415,700	
103		342,700	379,600	396,700	416,000	
104		343,200	380,100	396,900	416,200	

	105		343,500	380,600	397,100	416,400		
	106		343,900	381,200	397,400			
	107		344,300	381,700	397,700			
	108		344,700	382,000	397,900			
	109		345,000	382,400	398,100			
	110		345,400	382,900	398,400			
	111		345,900	383,300	398,700			
	112		346,300	383,700	398,900			
	113		346,600	384,100	399,100			
	114		346,900	384,600	399,400			
	115		347,400	385,000	399,700			
	116		347,800	385,400	399,900			
	117		347,900	385,700	400,100			
	118		348,400	386,100	400,400			
	119		348,800	386,500	400,700			
	120		349,100	386,900	400,900			
	121		349,400	387,200	401,100			
	122		349,800	387,600				
	123		350,200	388,000				
	124		350,600	388,300				
	125		351,100	388,600				
	126		351,500	389,000				
	127		351,900	389,300				
	128		352,300	389,600				
	129		352,800	389,900				
	130		353,200	390,200				
	131		353,500	390,500				
	132		353,800	390,800				
	133		354,300	391,100				
	134			391,400				
	135			391,700				
	136			392,000				
	137			392,200				
	138			392,500				
	139			392,800				
	140			393,000				
	141			393,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第6条関係）研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,900 円	233,900 円	311,600 円	355,400 円	399,900 円
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	243,800	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	245,400	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	247,000	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	248,600	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	250,300	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	252,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	254,200	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	256,100	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	258,100	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	260,200	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	262,300	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	264,400	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	266,400	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	268,800	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	271,300	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	273,800	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	276,100	313,600	371,600	415,900	505,600
	46	278,200	315,100	372,400	417,100	507,100
	47	280,100	316,400	373,200	418,700	508,700
	48	282,200	317,700	374,000	420,200	510,200
	49	284,400	318,900	374,800	421,500	511,900
	50	286,100	320,800	376,100	422,900	513,300

51	287, 800	322, 800	377, 400	424, 300	514, 700
52	289, 500	324, 900	378, 600	425, 700	516, 200
53	291, 800	326, 500	379, 300	427, 100	517, 300
54	293, 300	328, 400	380, 300	428, 500	518, 500
55	294, 500	330, 100	381, 100	429, 900	519, 700
56	296, 000	332, 100	381, 800	431, 300	520, 900
57	297, 400	334, 000	382, 500	432, 400	521, 800
58	298, 900	335, 400	383, 200	433, 700	522, 800
59	300, 500	336, 800	383, 900	435, 100	523, 800
60	302, 000	338, 200	384, 600	436, 400	524, 800
61	303, 300	339, 900	385, 200	437, 200	525, 900
62	304, 300	341, 400	385, 900	438, 000	526, 800
63	305, 300	342, 900	386, 700	438, 900	527, 500
64	306, 300	344, 500	387, 500	439, 800	528, 200
65	307, 100	346, 100	388, 100	440, 600	529, 000
66	307, 700	347, 500	388, 900	441, 400	529, 800
67	308, 200	348, 800	389, 600	442, 000	530, 600
68	308, 800	350, 300	390, 300	442, 800	531, 400
69	309, 200	351, 700	390, 900	443, 200	532, 100
70	309, 700	353, 000	391, 600	443, 800	532, 900
71	310, 200	354, 100	392, 300	444, 300	533, 700
72	310, 700	355, 300	393, 000	444, 800	534, 500
73	311, 300	356, 400	393, 700	445, 300	535, 200
74	311, 900	357, 500	394, 300	445, 800	
75	312, 300	358, 600	394, 900	446, 300	
76	312, 900	359, 700	395, 600	446, 800	
77	313, 600	360, 600	396, 300	447, 200	
78	314, 300	361, 700	396, 800	447, 700	
79	315, 000	362, 900	397, 400	448, 100	
80	315, 600	364, 100	398, 000	448, 500	
81	315, 900	364, 600	398, 500	448, 900	
82	316, 500	365, 700	399, 100	449, 300	
83	317, 100	366, 900	399, 700	449, 700	
84	317, 700	367, 800	400, 200	450, 100	
85	318, 100	369, 000	400, 700	450, 400	
86	318, 800	370, 200	401, 200	450, 800	
87	319, 300	371, 400	401, 700	451, 100	
88	319, 800	372, 400	402, 400	451, 400	
89	320, 400	373, 500	402, 800	451, 700	
90	321, 000	374, 800			
91	321, 600	376, 000			
92	322, 000	377, 200			
93	322, 700	377, 900			
94	323, 400	378, 900			
95	324, 100	379, 700			
96	324, 800	380, 600			
97	325, 300	381, 400			
98	326, 000	382, 200			
99	327, 000	382, 900			
100	327, 700	383, 600			
101	328, 400	384, 200			
102	329, 100	384, 900			
103	329, 700	385, 800			
104	330, 300	386, 700			

	105	331,100	387,200			
	106	331,900	388,000			
	107	332,600	388,800			
	108	333,200	389,600			
	109	333,700	390,200			
	110	334,200	390,900			
	111	334,700	391,500			
	112	335,100	392,200			
	113	335,400	392,900			
	114	335,900	393,500			
	115	336,400	394,000			
	116	336,900	394,700			
	117	337,200	395,400			
	118	337,500	396,000			
	119	337,900	396,600			
	120	338,300	397,200			
	121	338,800	397,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定、附則第四条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十八号。以下「平成二十八年改正条例」という。)の規定及び附則第五条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十七号。以下「平成二十九年改正条例」という。)の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第二条 令和六年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 この条例による改正後の給与条例、附則第四条の規定による改正後の平成二十八年改正条例又は附則第五条の規定による改正後の平成二十九年改正条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の給与条例、附則第四条の規定による改正前の平成二十八年改正条例又は附則第五条の規定による改正前の平成二十九年改正条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後の給与条例、附則第四条の規定による改正後の平成二十八年改正条例又は附則第五条の規定による改正後の平成二十九年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成二十八年改正条例の一部改正)

第四条 平成二十八年改正条例の一部を次のように改正する。

附則別表第四公安職特例給料表を次のように改める。

附則別表第4（附則第6条関係）公安職特例給料表

職務の級 号 給	特5級
	給料月額
	円
1	392,300
2	394,300
3	396,200
4	398,100
5	399,800
6	401,200
7	402,400
8	403,700
9	404,700
10	405,800
11	406,800
12	407,800
13	408,900
14	410,100
15	411,200
16	412,300
17	413,500
18	414,300
19	415,100
20	415,700
21	416,200
22	416,900
23	417,600
24	418,200
25	418,900
26	419,300
27	419,900
28	420,500
29	420,900
30	421,300
31	421,800
32	422,300
33	422,800
34	423,400
35	423,800
36	424,200
37	424,600
38	424,900
39	425,200
40	425,500
41	425,800
42	426,100
43	426,400
44	426,600

45	426,800
46	427,100
47	427,400
48	427,600
49	427,800
50	428,100
51	428,400
52	428,600
53	428,800
54	429,100
55	429,400
56	429,600
57	429,800
58	430,100
59	430,400
60	430,600
61	430,800
62	431,100
63	431,400
64	431,600
65	431,800

(平成二十九年改正条例の一部改正)
第五条 平成二十九年改正条例の一部を次のように改正する。
附則第六条中「百九十三号給」を「百七十二号給」に改める。
附則別表第四を次のように改める。

附則別表第4（附則第6条関係） 特例号給表

職員の区分	職務の級 号 給	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	106				416,700
	107				417,000
	108				417,200
	109				417,400
	110				417,700
	111				418,000
	112				418,200
	113				418,400
	114				418,700
	115				419,000
	116				419,200
	117				419,400
	118				419,700
	119				420,000
	120				420,200
	121				
	122			401,400	
	123			401,700	
	124			401,900	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	125			402,100	
	126			402,400	
	127			402,700	
	128			402,900	
	129			403,100	
	130			403,400	
	131			403,700	
	132			403,900	
	133			404,100	
	134	354,700		404,400	
	135	355,100		404,700	
	136	355,500		404,900	
	137	356,000		405,100	
	138	356,400		405,400	
	139	356,800		405,700	
	140	357,200		405,900	
	141	357,700		406,100	
	142	358,100	393,500	406,400	
	143	358,500	393,800	406,700	
	144	358,900	394,000	406,900	
	145	359,400	394,200		
	146	359,800	394,500		
	147	360,200	394,800		
	148	360,600	395,000		
	149	361,100	395,200		

150	361, 500	395, 500		
151	361, 900	395, 800		
152	362, 300	396, 000		
153	362, 800	396, 200		
154	363, 200	396, 500		
155	363, 600	396, 800		
156	364, 000	397, 000		
157	364, 500	397, 200		
158	364, 900	397, 500		
159	365, 300	397, 800		
160	365, 700	398, 000		
161	366, 200	398, 200		
162	366, 600	398, 500		
163	367, 000	398, 800		
164	367, 400	399, 000		
165		399, 200		
166		399, 500		
167		399, 800		
168		400, 000		
169		400, 200		
170		400, 500		
171		400, 800		
172		401, 000		

（人事委員会規則への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五十八号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「第九十二条第一項」の下に「又は第九十五条の第二十一項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 道路交通法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は同法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定若しくは同法第六六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合）に同法第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）で定める者を除く。） 特定免許情報記録手数料

第十四条第一項第五号中「による運転免許証」の下に「又は免許情報記録」を、「の更新」の下に「（以下この条において「運転免許証等の更新」という。）」を加え、「運転免許証更新手数料」を「運転免許証等更新手数料」に改め、同項第五号の二中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同項第十号の二中「第四百四条の四第五項（同法第五百条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五百五条の二第一項」に改め、同項第十号の三中「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に改め、同号を同項第十号の四とし、同項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 道路交通法第五百五条の二第三項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者 運転経歴情報記録手数料

第十四条第一項第十四号中「（昭和三十五年政令第二百七十号）」を削り、同条第二項の表一の項を次のように改める。

一 運転免許試験手数料			（一）大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験			（二）普通自動車免許に係る試験			（三）特定第一種運転免許（大型特		
1	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、六五〇円	1	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、九〇〇円	1	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、九〇〇円	1	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、八五〇円
2	道路交通法第九十七条の二第二号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、九五〇円（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、七五〇円）	2	道路交通法第九十七条の二第二号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、九五〇円（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、七五〇円）	2	道路交通法第九十七条の二第二号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、五〇〇円（技能試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円）	3	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、五〇〇円（技能試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円）
3	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	三、九〇〇円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六、九〇〇円）	3	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	三、九〇〇円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六、九〇〇円）	3	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	三、九〇〇円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六、九〇〇円）	合	道路交通法第九十七条の二第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	合

自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験				
一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2 道路交通法第九十七条の二第 一項の規定の適用を受けない場合	1 道路交通法第九十七条の二第 一項の規定の適用を受けない場合	2 道路交通法第九十七条の二第 一項の規定の適用を受けない場合	3 道路交通法第九十七条の二第 一項の規定の適用を受けない場合	2 道路交通法第九十七条の二第 一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
一、九五〇円（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、七五〇円）	一、六〇〇円	一、八〇〇円		二、八〇〇円（技能試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、五五〇円）	一、九五〇円（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、七五〇円）
				四、五〇〇円（技能試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七、四五〇円）	

(六) 仮運転免許に係る試験		
1 道路交通法第九十七条の二第 一項の第二号に該 定して同項の規 定の適用を受け る場合	2 道路交通法第九十七条の二第 一項の第四号に該 定して同項の規 定の適用を受け る場合	3 道路交通法第九十七条の二第 一項の規定の適用を受けない場合
一、八〇〇円	一、六五〇円	二、九五〇円（技能試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、七〇〇円）

第十四条第二項の表一の二の項中「以下」の下に「この表において」を加え、「三、九〇〇円」を「三、九五〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九五〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に改め、同表二の項中「一、九〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、〇五〇円」に、「一、七五〇円」を「二、九五〇円」に、「二、五五〇円」を「三、七五〇円」に、「一、六五〇円」を「二、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、五五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表三の項を次のように改める。

三 運転免許証交付手数料	(一) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証（道路交通法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合）	1 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第九十七条の二第 一項の第三号に該 定して同項の規 定の適用を受け るもの（以下こ	二、一〇〇円（日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、一、九〇〇円に、与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額）
--------------	---	---	--

第十四条第二項の表四の項中「二、二五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

		の表において「特定試験免除者」という。）の場合		2 1 以外の場合	

第十四条第二項の表五の項及び五の二の項を次のように改める。

		（二）道路交通法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え			
		1 運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この表において「運転免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えの場合			
		2 1 以外の場合			
		一、五五〇円（複数免許取得者（運転免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては、一、三五〇円に、与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額）		交付又は同法第九十四条第二項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、一〇〇円）	
				一〇〇円に、与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額	
</					

五の二 手数料	(一) 經由地書換申出をする場合	(二) 免許情報記録の有効期間の更新(同時に運転免許証の有効期間の更新を受け、更新する場合を除く。)			3 1及び2以外 の場合	二、八五〇円
	(二) 經由地書換申出をしない場合	(三) 運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新			1 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき	二、五〇〇円
第十四条第二項の表五の四の項中「一、二〇〇円」を「一、一五〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表五の五の項中「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に改め、同表六の項中「一、四〇〇円」を「一、三五〇円」に、「二、八五〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表八の項中「二三、四〇〇円」を「二三、七五〇円」に、「一九、五〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、四五〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改め、同表一〇の項中「一四、五五〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一一、八五〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「九、六五〇円」を「九、九五〇円」に、「一二、四五〇円」を「一二、八五〇円」に改め、同表一〇の二の項及び一〇の三の項中「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改め		2 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき		二、九五〇円	3 1及び2以外 の場合	
		3 1及び2以外 の場合		二、一〇〇円	2 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき	
		2 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき		一、九五〇円	1 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき	

同項を同表一〇の四の項とし、同表一〇の二の項の次に次のように加える。		一〇の三 運 転 経 歴 情 報 記 録 手 数 料	九〇〇円（道路交通法第百五条の二第一項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、一〇〇円）
第十四条第二項の表一一の項中「二、三五〇円」を「二、二五〇円」に改め、同			
二の項を次のように改める。			
一二 講習手数料	(一) 道路交通法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習 (二) 道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習 (三) 道路交通法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習 (四) 道路交通法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 2 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 3 普通自動車免許に係る講習	講習一時間について八五〇円 講習一時間について二、四〇〇円 講習一時間について一、九五〇円 講習一時間について四、六五〇円
(五) 道路交通法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	2 普通自動車免許に係る講習	講習一時間について四、二〇〇円	

る違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	4 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	(三) 道路交通法第一百八条の二第一に掲げる講習	2 普通自動車対応免許を受けて
る違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	4 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	1 道路交通法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	2 普通自動車対応免許を受けて
る違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	4 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	1 道路交通法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	2 普通自動車対応免許を受けて
る違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	4 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	1 道路交通法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	2 普通自動車対応免許を受けて

		(三) 道路交通法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習		1 自動車又は一般原動機付自転車（これらに準ずるものとして運転免許に係る講習等に関する規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」という。）を含む講習	二二、九〇〇円
		2 実車等指導を含まない講習			九、三五〇円
(四)	道路交通法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	講習一時間について二、六〇〇円			
(五)	道路交通法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習	講習一時間について二、一〇〇円			
(六)	道路交通法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習	講習一時間について二、〇五〇円			

第十四条第二項の表二三の項中「九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表一四の項中「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九五〇円」に改め、同表第三項の表一の項中「四、〇〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二〇〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表二の項中「六、七〇〇円」を「六、三五〇円」に、

「六、一〇〇円」を「六、二五〇円」に、「二、一〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、七五〇円」に改め、同表五の項中「二、三五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、六五〇円」を「二、五五〇円」に改め、同表六の項中「二、〇五〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、五五〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七五〇円」に改め、同表七の項中「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表備考第一号中「二、三五〇円」を「二、九五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表備考第二号中「五〇〇円」を「五五〇円」に、「三〇〇円」を「三五〇円」に改め、同表第四項の表一の項中「四、〇〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二〇〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表二の項中「二、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表四の項及び五の項中「一、三〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表六の項中「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表七の項中「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表備考第一号中「二、四〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「九〇〇円」を「九五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、三五〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九五〇円」に改め、同表備考第二号中「一五〇円を、普通自動車免許」を「二〇〇円を、普通自動車免許」に、「一五〇円を減ずる」を「五〇円を減ずる」に改める。

附則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。